

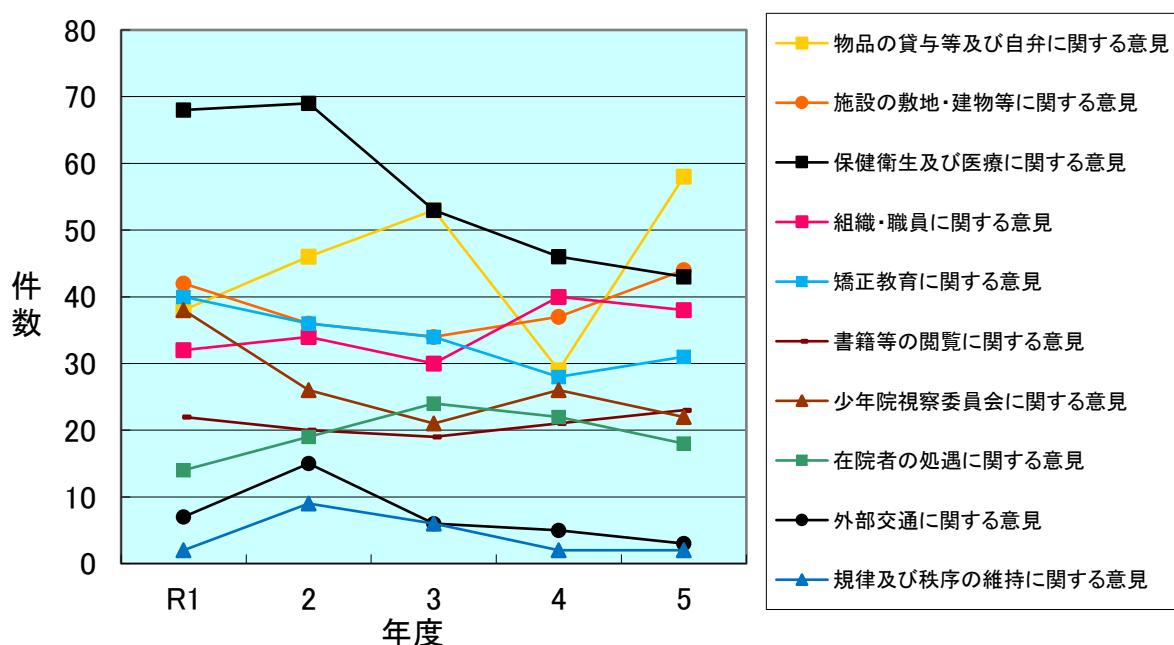
別紙

委員会の提出意見及び少年院の長が講じた措置等の概要について

委員会から提出された意見の総数は299件であり、それを受けた少年院の長が講じた措置などの概要は次のとおりである。

令和5年度は「物品の貸与等及び自弁に関する意見」、「施設の敷地・建物等に関する意見」及び「保健衛生及び医療に関する意見」について特に意見が多かったことから、意見と講じた措置の例を下記に掲載している。

【各項目に係る意見の件数の5年間の推移】



【意見と講じた措置の例】

- （意見）食事時間について、少なくとも現状の午後5時開始を維持し更に一般社会常識に近づけるとともに、職員負担を増加させることのないよう人員配置等を調整されたい。
(措置) 令和6年度日課表にて食事時間を午後5時以降とするとともに、夕食後の日課の見直しを図り、在院者の人員が多い中でも職員負担が増加しないような計画とした。
- （意見）各居室へのポータブル冷暖房機の導入など、適切な冷暖房の実現を図ることを求める。
(措置) 施設限りで対応できる事項ではないため、上級官庁に報告する。
- （意見）夏季における入浴回数の増加について配慮していただきたい。
(措置) 年間を通じて、週3回の入浴を実施しているが、夏季における入浴の未実施日については、運動後にシャワー浴を実施している。引き続きシャワー浴の充実など、より衛生面に配慮した運用を検討していく。

【各項目に係る意見の件数等】

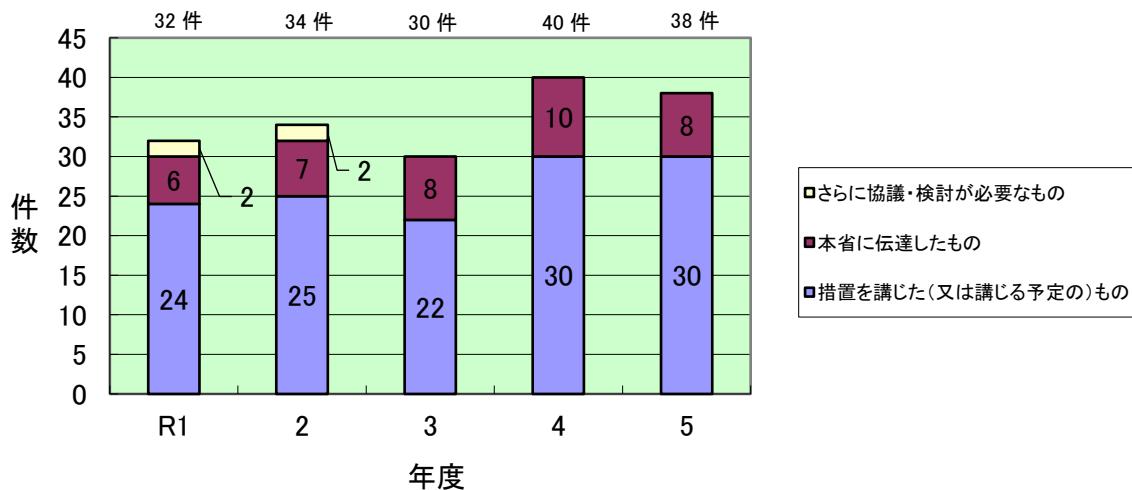
1 組織・職員に関する意見 38件

職員の勤務姿勢、職員に対する教育研修の充実などに関する意見が多く見られた。

※ 意見の主な内容

1 職員の勤務姿勢に関するもの	14件
措置を講じた（又は講じる予定の）もの	14件
2 職員の教育研修に関するもの	6件
措置を講じた（又は講じる予定の）もの	6件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳



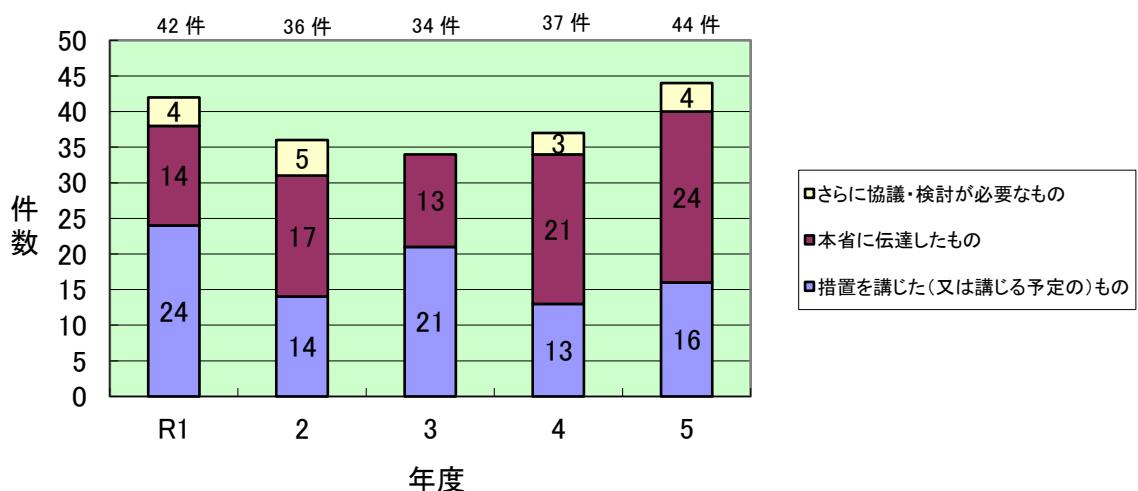
2 施設の敷地・建物等に関する意見 44件

冷暖房に関する設備などに関する意見が多く見られた。

※ 意見の主な内容

1 設備に関するもの	37件
措置を講じた（又は講じる予定の）もの	16件
施設限りで対応できず、上級官庁に報告したもの	17件
さらに協議・検討が必要なもの	4件
2 敷地・建物に関するもの	6件
施設限りで対応できず、上級官庁に報告したもの	6件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳



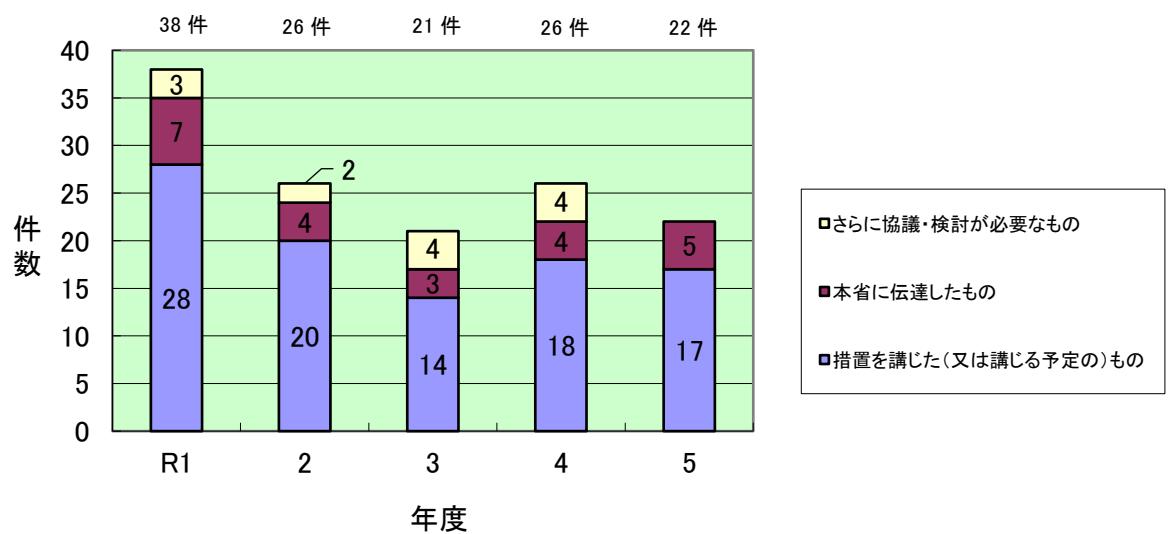
3 少年院視察委員会に関する意見 22 件

在院者が委員会宛てに書面を提出するための環境整備などに関する意見が多く見られた。

※ 意見の主な内容

- | | |
|--|-------------------|
| 1 委員の視察、在院者との面接、在院者からの書面に関するもの
措置を講じた（又は講じる予定の）もの | 9 件 |
| 2 少年院視察委員会全般に関するもの
措置を講じた（又は講じる予定の）もの
施設限りで対応できず、上級官庁に報告したもの | 6 件
5 件
1 件 |

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳

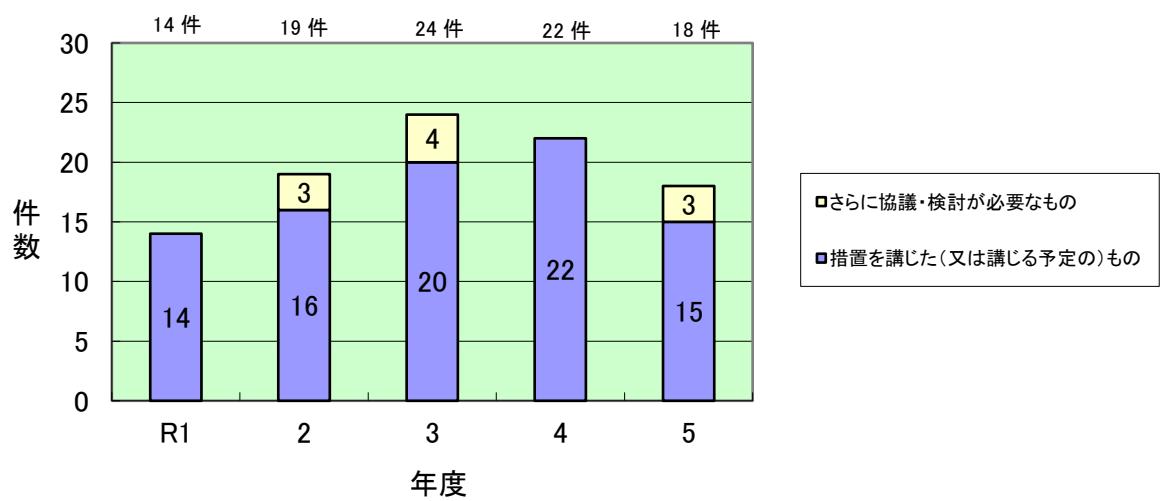


4 在院者の処遇に関する意見 18件
生活指導などに関する意見が多く見られた。

※ 意見の主な内容

在院者の処遇全般に関するもの	17件
措置を講じた（又は講じる予定の）もの	14件
さらに協議・検討が必要なもの	3件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳

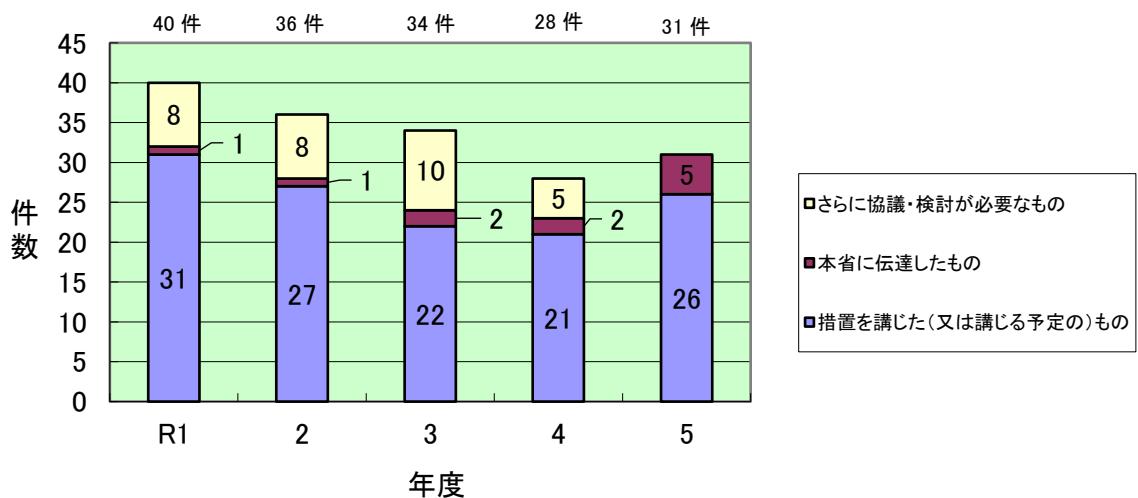


5 矯正教育に関する意見 31件
教育内容の充実などに関する意見が多く見られた。

※ 意見の主な内容

1 矯正教育の内容に関するもの	12件
措置を講じた（又は講じる予定の）もの	12件
2 矯正教育の実施に関するもの	9件
措置を講じた（又は講じる予定の）もの	9件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳



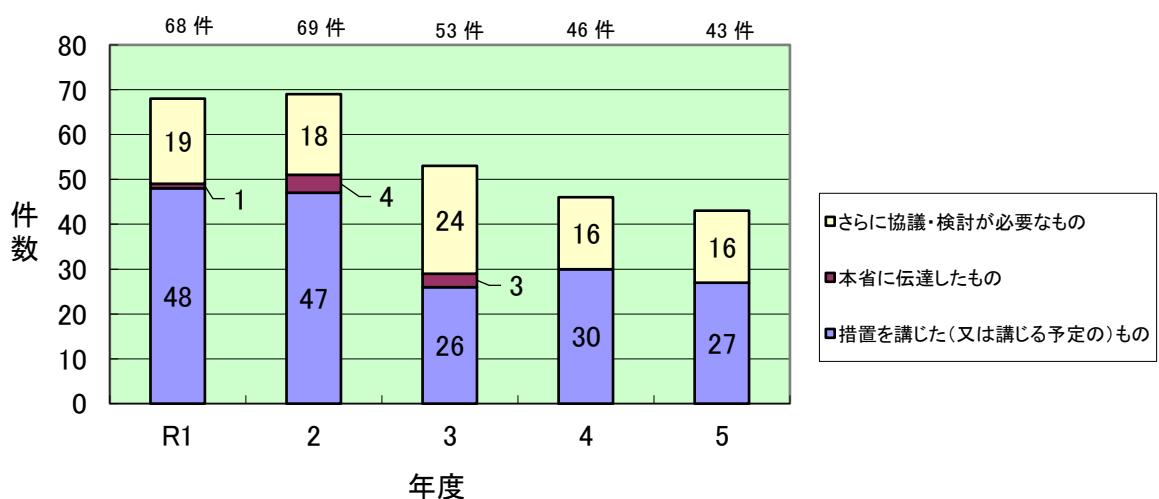
6 保健衛生及び医療に関する意見 43件

入浴の機会の増大などに関する意見が多く見られた。

※ 意見の主な内容

1 入浴に関するもの	20件
措置を講じた（又は講じる予定の）もの	8件
さらに協議・検討が必要なもの	12件
2 保健衛生及び医療全般に関するもの	16件
措置を講じた（又は講じる予定の）もの	13件
さらに協議・検討が必要なもの	3件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳



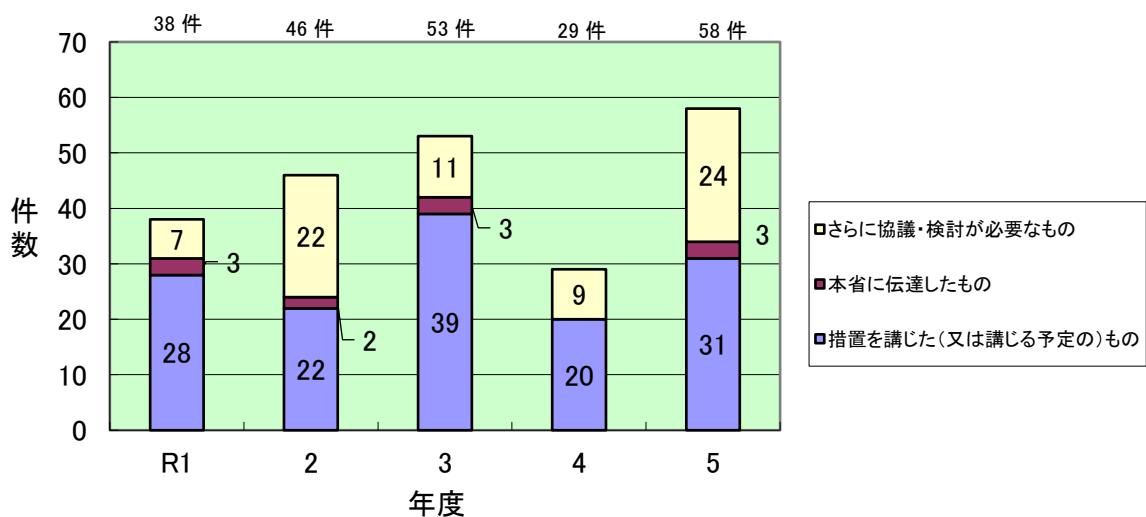
7 物品の貸与等及び自弁に関する意見 58件

在院者に貸与又は支給する物品（給与する食事を含む。）や、在院者が施設内で使用できる物品などに関する意見が多く見られた。

※ 意見の主な内容

物品の貸与・支給に関するもの	47件
措置を講じた（又は講じる予定の）もの	22件
施設限りで対応できず、上級官庁に報告したもの	3件
さらに協議・検討が必要なもの	22件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳



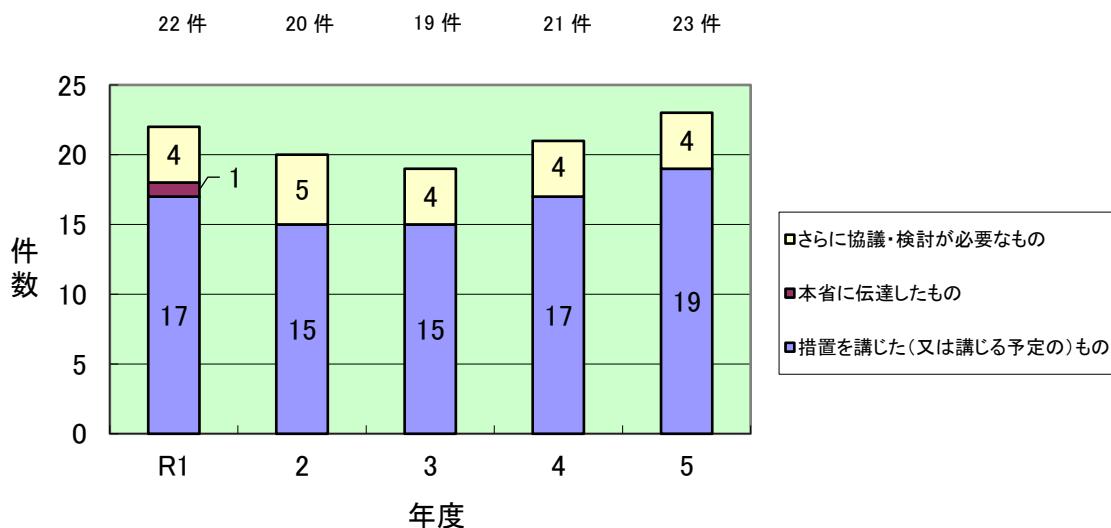
8 書籍等の閲覧に関する意見 23件

備付書籍の充実などに関する意見が多く見られた。

※ 意見の主な内容

少年院の書籍等に関するもの	16件
措置を講じた（又は講じる予定の）もの	13件
さらに協議・検討が必要なもの	3件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳



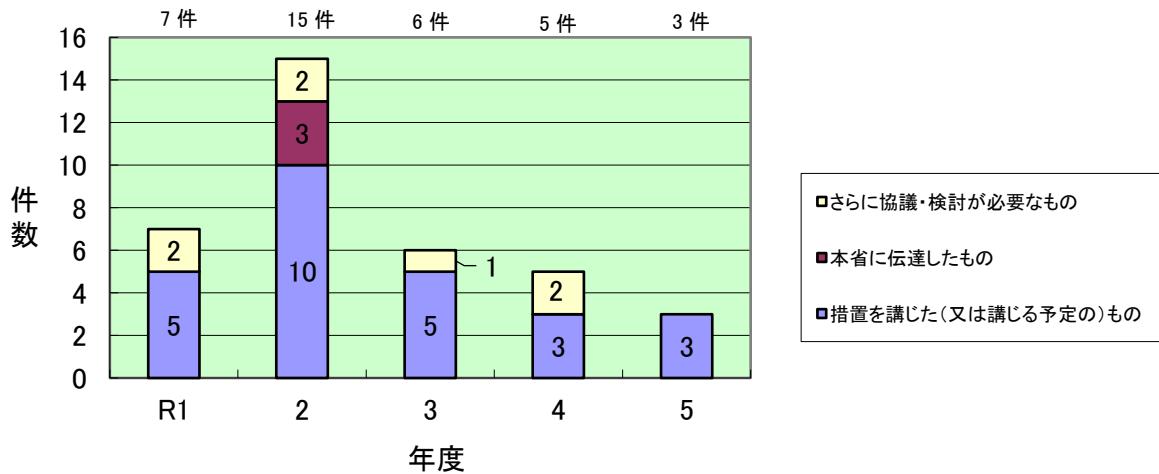
9 外部交通に関する意見 3 件

面会時間の確保などに関する意見が見られた。

※ 意見の主な内容

面会に関するもの	3 件
措置を講じた（又は講じる予定の）もの	3 件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳



(注) 1 講じた措置の内訳については、翌年度の5月末日までに、各少年院から法務本省に報告されたものを集計したものであり、報告時以降の施設における検討により変更されることもある。

- 2 「施設限りで対応できず、上級官庁に報告したもの」については、法務本省において予算要求の参考にするなどしている。
- 3 委員会の提出意見及び少年院の長が講じた措置などの内容は、別添資料「各少年院視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表」を参照。